

○北海道後期高齢者医療広域連合職員定数条例

制 定 平成19年3月23日条例第9号

最近改正 平成20年2月1日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、広域連合長の事務部局並びにその議会、選挙管理委員会及び監査委員のそれぞれの職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 43人
- (2) 議会の事務局長、書記その他の職員 7人
- (3) 選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員 7人
- (4) 監査委員の事務局長、書記その他の職員 7人

(定数外の職員)

第3条 休職職員、育児休業職員は、その期間中定数外とする。

第4条 休職職員又は育児休業職員が職務に復帰することにより定数を超えるときは、当分の間、これを定数外とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年3月1日から適用する。

附 則（平20. 2. 1条例2）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。